
第 2 次 十 和 田 市 総 合 計 画
基 本 構 想
(素案)

平成 28 年 1 月
十 和 田 市

第2次十和田市総合計画（素案）

目 次

<序論編>

序	第2次総合計画の策定にあたって	1
1	第2次総合計画策定の背景と目的	1
2	第2次総合計画の構成と期間	2
3	第2次総合計画の特徴	3
I	まちづくりを取り巻く現状と課題	4
1	国内の社会経済動向	4
2	十和田市の概況	7
3	今後のまちづくりに向けた重点課題	16

<基本構想編>

II	まちづくりの目標	17
1	まちの将来都市像	17
2	まちづくりの基本理念	18
3	まちづくりの基本目標（政策）	19
4	土地利用の方針	21

<基本計画編>

III	基本計画の概要	
1	基本計画の位置付け	
2	基本計画の構成	
3	基本計画の計画期間	
IV	基本計画の前提（将来人口の見通し）	
V	重点プロジェクト	
1	重点プロジェクトの位置付け	
2	重点プロジェクトの内容	

VI 分野別計画

1 施策の体系-----

2 分野別計画-----

政策 1 産業振興-----

施策 1 農林水産業-----

施策 2 観光-----

施策 3 商業・サービス業-----

施策 4 工業-----

政策 2 子育て・教育-----

施策 5 子育て支援-----

施策 6 義務教育-----

施策 7 青少年育成-----

政策 3 健康・福祉-----

施策 8 健康づくり-----

施策 9 医療-----

施策 10 高齢者福祉-----

施策 11 障害者福祉-----

施策 12 地域福祉-----

政策 4 生涯学習・文化・スポーツ-----

施策 13 文化・芸術活動、歴史・文化遺産-----

施策 14 生涯学習-----

施策 15 スポーツ・レクリエーション-----

政策 5 安全・安心-----

施策 16 防災-----

施策 17 防犯-----

施策 18 コミュニティ-----

施策 19 消費生活-----

政策 6 環境-----

施策 20 環境保全-----

施策 21 水とみどり-----

施策 22 ごみ処理-----

政策 7 都市基盤-----

施策 23 市街地・集落整備-----

施策 24 道路-----

施策 25 交通-----

施策 26 上下水道-----

政策 8 自治体経営

- 施策 27 市民協働
- 施策 28 男女平等・人権
- 施策 29 行政運営
- 施策 30 財政運営
- 施策 31 公共施設マネジメント

VII

基本計画の推進方策

序 第2次総合計画の策定にあたって（序論編）

1 第2次総合計画策定の背景と目的

総合計画は、わたしたちの日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市町村における最上位の行政計画であり、本市が目指すべき将来像を掲げ、これを実現するために総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための指針となるものです。

平成 17（2005）年に十和田市と十和田湖町が合併して誕生した現在の十和田市は、平成 19（2007）年 4 月に、平成 19（2007）年度から平成 28（2016）年度までを計画期間とする第 1 次十和田市総合計画を策定し、「感動・創造都市～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりに積極的に取り組んできました。

現在、わたしたちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・少子高齢社会の到来により、「課題先進国」とも称されるように、政治・経済から日常生活に至るまで、極めて多岐にわたる面で先例のない様々な課題を抱え、今後、これらの課題がさらに深刻化していくことが大いに懸念されています。

本市でも、人口がこのままの状況で推移した場合、経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下などを招き、地域が抱える課題が今後ますます多様化・高度化すると見込まれます。さらには、少子高齢化の進展に伴い財政上の制約がさらに強まることが大いに懸念されることから、従来のように行政が様々な地域課題を一手に引き受け、単独で解決するのは、もはや困難な状況を迎えようとしています。

このような厳しい時代潮流のなか、豊かな自然やアートが融合した本市ならではの地域特性を十分に踏まえつつ、将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、今後 10 年間を見据えた第 2 次十和田市総合計画を策定しました。

本計画は、本市に住み・働き・学ぶ、市民一人ひとりが一丸となって、まちの強みの強化や弱みの克服に取り組むことで、新しいまちづくりの目標や、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた十和田市の確立を目的とするものです。

2 第2次総合計画の構成と期間

第2次十和田市総合計画は、十和田市まちづくり基本条例第14条の規定に基づく、本市における総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位の行政計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成しています。

(1) 基本構想

市全体として目指すべきまちの将来都市像や、すべての行政分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方（基本理念）及びその実現に向けて骨格となるまちづくりの方針を示しています。計画期間は、平成29（2017）年度を初年度に、平成38（2026）年度を目標年度とする10か年計画としています。

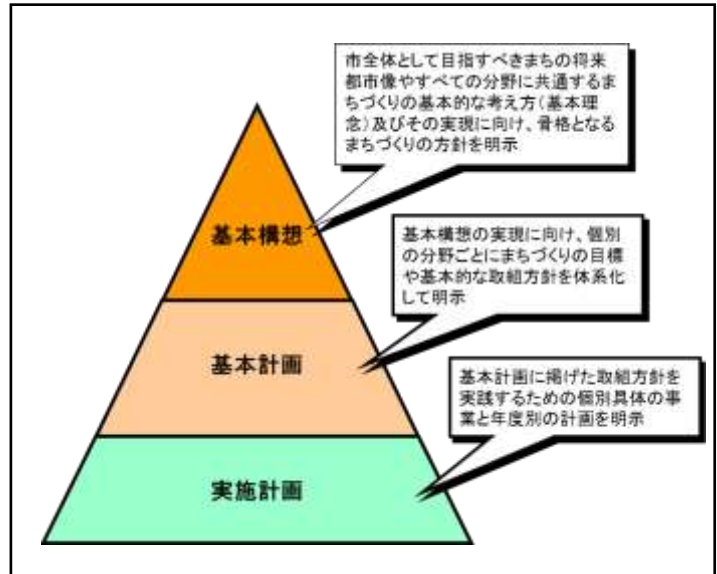
(2) 基本計画

基本構想の実現に向けて、予算・職員・施設などの限りある行政の経営資源を重点的・優先的に投入し推進する施策や、個別の行政分野ごとにまちづくりの目標や基本的な取組方針を体系化して示しています。急速な変化を続ける社会経済情勢や国・県の制度改正など、様々な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、計画期間は前期5か年、後期5か年としています。

(3) 実施計画

基本計画に掲げた取組方針を実践するため、個別具体の事業と年度別の計画を示し、毎年度の予算編成の指針をなすものです。第1期実施計画の計画期間は4か年、第2期及び第3期実施計画の計画期間はそれぞれ3か年としています。また、施策や事業の実効性を確保するため、毎年度ローリング方式による見直しを行います。

図表1 第2次十和田市総合計画の構成



図表2 第2次十和田市総合計画の計画期間

平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成33 (2021)年度	平成34 (2022)年度	平成35 (2023)年度	平成36 (2024)年度	平成37 (2025)年度	平成38 (2026)年度
基本構想（計画期間：10年間）									
前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
第1期実施計画（4年間）				第2期実施計画（3年間）			第3期実施計画（3年間）		

3 第2次総合計画の特徴

行政の経営資源をより一層効果的・効率的に配分しながら、計画の実効性を確保するとともに、市民・民間事業者・地域活動団体など、地域経済社会を構成する多様な主体との協働によるまちづくりを推し進めていくため、第2次十和田市総合計画は、次のような特徴を兼ね備えた計画としています。

(1) まちづくりにおける重点事項や優先順位が明確で、より高い実効力を伴った計画

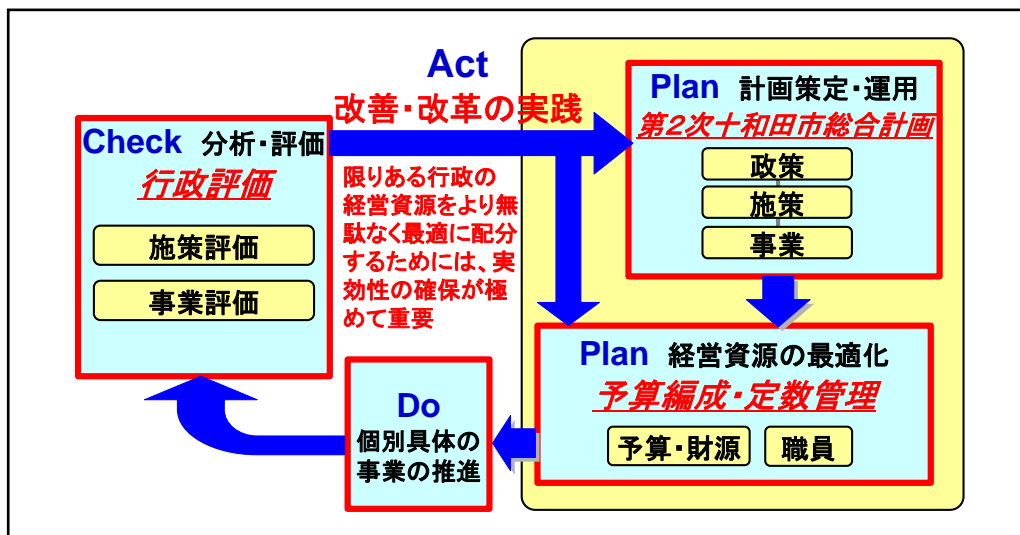
基本構想の実現に向け、効果的・効率的な自治体経営を推進するため、前期基本計画の計画期間である平成29(2017)年度から平成33(2021)年度に、特に重点的・優先的に経営資源を投入する施策群を「重点プロジェクト」として明確に位置付けることで、戦略性が高く、実効性を重視した計画としています。

(2) PDCAサイクルに根ざした継続的な改善・改革を実践できる計画

第2次十和田市総合計画を起点に、実効性・効率性・市民満足度の高いまちづくりを持続的に展開するためには、「Plan(第2次総合計画、予算編成)⇒Do(個別具体の事業の推進)⇒Check(行政評価)⇒Act(改善・改革の実践)」を繰り返し、施策・事業の継続的な改善・改革に取り組むことが必要不可欠です。

このため、本計画では「何をするのか」だけでなく、「何のためにするのか」という目的と、「何をどれだけ達成するのか」という目標(成果指標)を明確に掲げ、定期的に目標の達成状況を分析・評価し、施策配下に位置付けた事業の内容や事業に投じる経営資源の配分などを見直すことができる計画としています。

図表3 第2次十和田市総合計画を起点とするPDCAサイクルのあるべき姿



(3) 目的や目標を市民一人ひとりで共有し、実現に取り組む計画

個人・家庭でできることは個人や家庭が行う「自助」、個人・家庭ではできないことは地域でお互いに助け合って取り組む「共助」、個人・家庭・地域ではできないことを行政が担う「公助」を適切に組み合わせながら、市民一人ひとりが共に手を携え、総力を結集して、より多くの人たちから「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」と強く支持されるまちづくりを推進する計画としています。

I まちづくりを取り巻く現状と課題

1 国内の社会経済動向

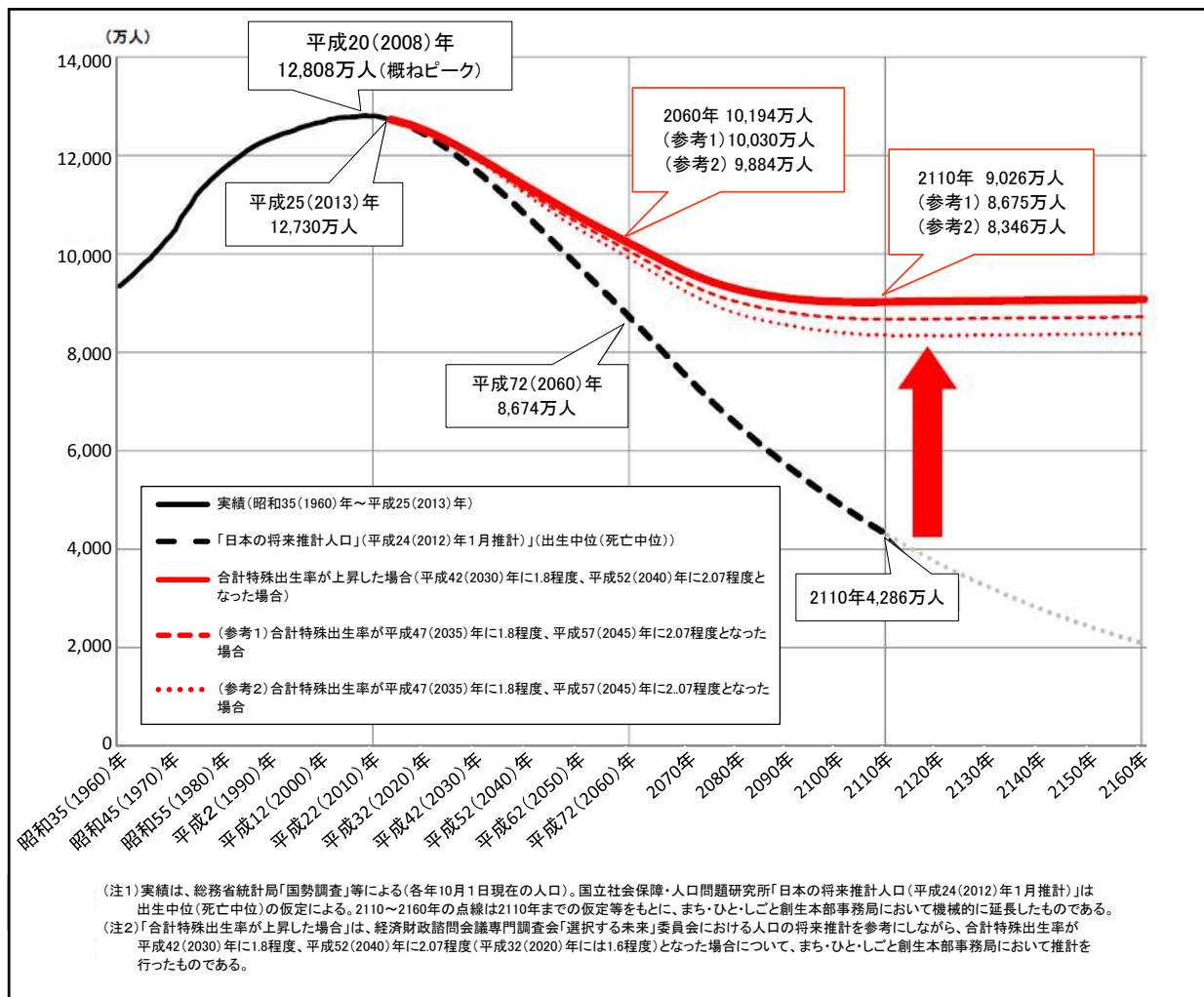
(1) 人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるまちづくりの推進

○我が国の人口は、平成 20 (2008) 年をピークに既に減少局面に移行しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口 (平成 24 (2012) 年 1 月推計、出生・死亡中位)」によると、今後、人口は平成 72 (2060) 年には約 8,674 万人まで減少すると予測されています。

図表 I-1-1 我が国の人口の推移と長期的な見通し

出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等』



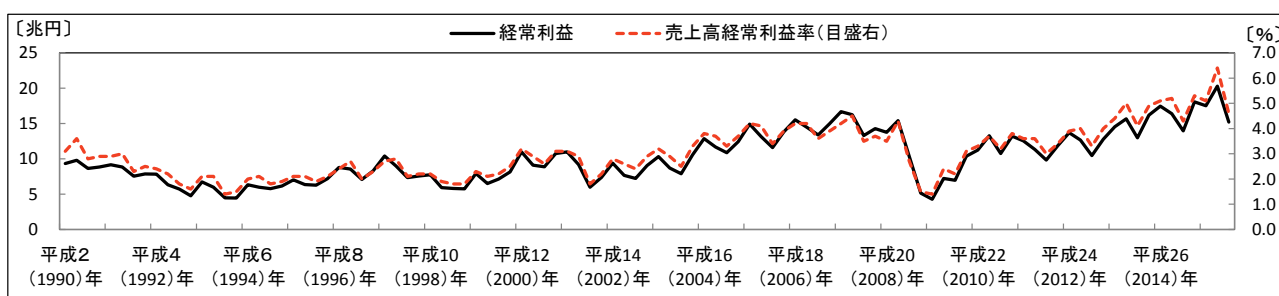
○国では、将来にわたって「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を目指した地方創生の実現に向け、まち・ひと・しごと・創生法を制定し、平成 26 (2014) 年 12 月には、日本全体の人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた今後 5 か年の政府の施策の方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しています。

- これを受け、全国の自治体では、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成 27（2015）年度中に、各自治体における人口の現状と将来展望を示した「地方人口ビジョン」と、地域の実情に応じた今後 5 か年の施策の方向を示した「地方版総合戦略」の策定が努力義務として求められています。
- 本格的な人口減少・少子高齢社会の到来は、地域経済社会の安定や成長を大きく損なうとともに、これまで厚い現役世代層に支えられていた社会保障制度の持続可能性の低下を招くなど、多岐にわたる面で我が国全体がかつて直面したことのない深刻な問題を引き起こすことが大いに懸念されています。
- このため、本市においても、行政の経営資源を最適に配分しながら、若い世代の定住化や地域経済の活力の維持・増進に向けた取組を強化するなど、人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるためのまちづくりを、計画的かつ着実に推し進めていく必要があります。

（２）地域循環・自立型の産業経済構造の構築に向けたまちづくりの推進

- 内閣府が平成 27（2015）年 8 月に公表した「平成 27 年度 年次経済財政報告」によると、我が国の経済は、デフレからの脱却と経済再生に向けた取組が進み、企業の収益改善が雇用の増加や賃金の上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付く「経済の好循環」が着実に回り始めているとされています。
- 近年の企業収益の動向をみると、平成 26（2014）年 4 月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響によって一時的に足踏みがみられたものの、総じて改善傾向で推移しており、平成 26（2014）年度の企業収益は、平成 25（2013）年度に続き過去最高の水準を記録しています。

図表 I - 1 - 2 企業の経常利益・売上高経常利益率
出典：内閣府「平成 27 年度 年次経済財政報告」



- しかしながら、平成 37（2025）年以降には、昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年頃の戦後のベビーブームに生まれた、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、年金・医療・介護といった社会保障費の増大が見込まれるなど、今後 10 年から 20 年先を見据えた場合、我が国の経済は再び厳しい局面を迎えることが大いに懸念されます。
- 今後、さらなる高齢化の進展によって、全国的に高齢者向けの医療・介護や買い物などの生活支援サービスに対する需要が着実に高まっていくと考えられます。このため、本市においても、今後の高齢化の進展を踏まえた施策を講じるなど、市外への所得の流出を防ぎ、地域のなかで消費が拡大するよう、拠点性を高めていく必要があります。

○併せて、既存企業の経営基盤の強化・安定化や市内で新たに起業・創業を希望する事業者に対する支援の強化などに取り組み、市外から新たな所得を獲得することで、より足腰の強い自立型の産業経済構造を構築する必要があります。

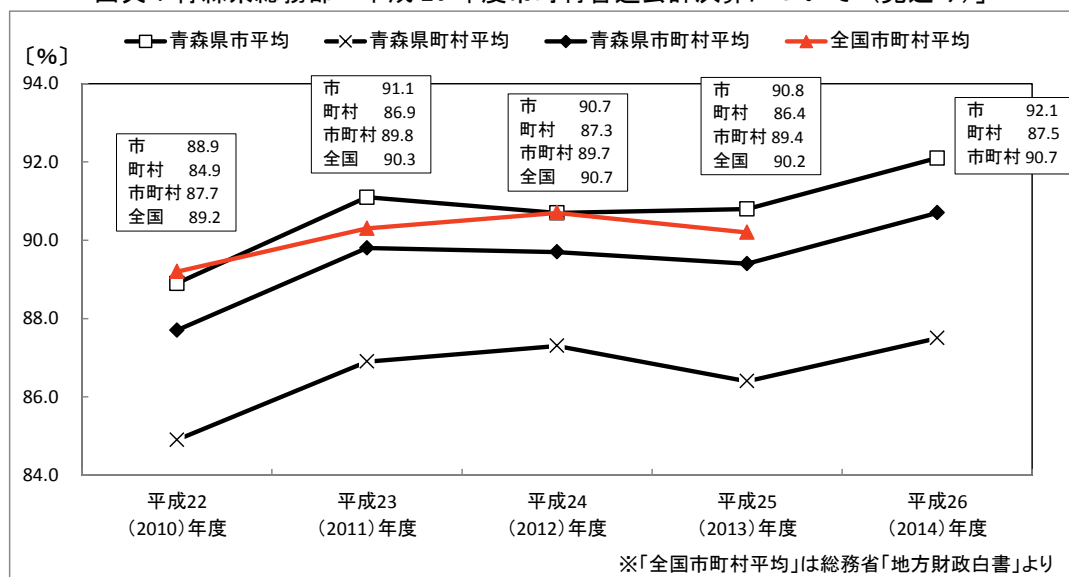
(3) より広範な分野において多様な主体との協働によるまちづくりの推進

○青森県が平成 27 (2015) 年 9 月に公表した「平成 26 年度市町村普通会計決算について (見込み)」によると、各自治体の財政構造の弾力性を測る指標であり、この値が高いほど自由に使える財源が少なく、財政構造が硬直化しているとされている経常収支比率¹は、近年、市平均及び町村平均ともに概ね増加傾向で推移しています。

○平成 26 (2014) 年度では、市平均が平成 22 (2010) 年度の 88.9%から 3.2 ポイント増の 92.1%、同じく町村平均が 84.9%から 2.6 ポイント増の 87.5%に上昇しており、県内の各自治体では、少子高齢化の進展に伴う扶助費²の増加などにより義務的経費³が押し上げられ、投資余力が低下傾向にあることが伺えます。

図表 I - 1 - 3 経常収支比率の推移

出典：青森県総務部「平成 26 年度市町村普通会計決算について (見込み)」



○今後さらに少子高齢化の進展によって扶助費が増加するとともに、要介護者や交通弱者への対応、既存の公共施設のバリアフリー化など、行政サービスの需要が大きく高まると見込まれる一方、人口の減少や企業活動の縮小などにより、投資余力の低下が深刻さを増すことが大いに懸念されます。

○このような状況のもと、本市が将来にわたり持続可能な自治体経営を推進するには、従来にも増して地域の特性や実情に応じた自主・自立のまちづくりを積極的に推進する必要があります。より広範な分野において、行政と市民・民間事業者・地域活動団体など地域経済社会を構成する多様な主体との協働による取組を強化することが求められています。

¹ 地方税などの毎年度安定して収入される財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの毎年度固定的に支出される経費に充てられた額の占める割合。

² 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費。

³ 人件費や扶助費、公債費など、法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているため、任意に削減できない経費。

2 十和田市の概況

(1) まちの位置及び地勢

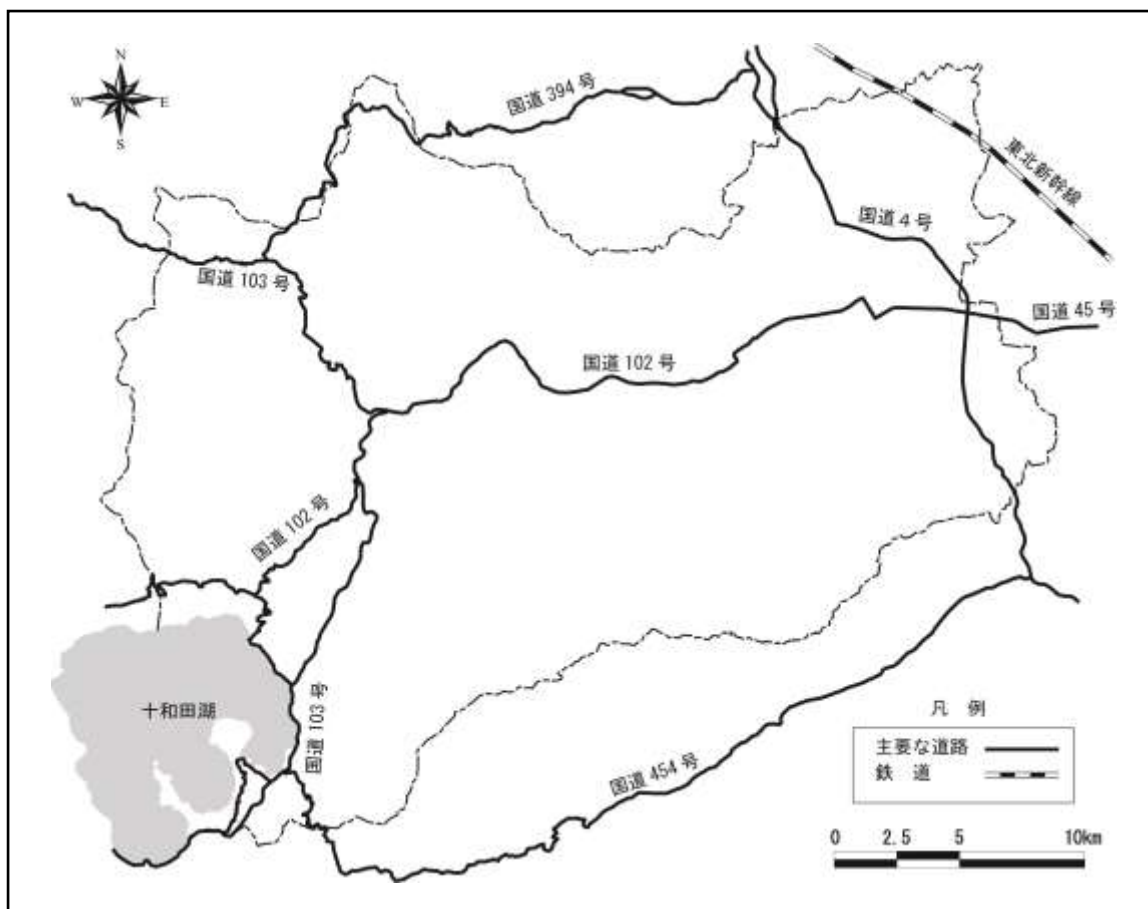
- 本市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、市域面積は725.65㎢で、県内40市町村中、むつ市（市域面積864.16㎢）、青森市（824.61㎢）に次ぐ3番目の広さを有しています。
- 西部には大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの山地が広がり、全国的な知名度を誇る十和田湖を源とする奥入瀬川が太平洋へと注いでいます。また、東部には三本木原台地が広がり、市街地と農村地帯が形成されています。
- 十和田湖や奥入瀬溪流、八甲田山系を含む市域面積の約3分の1が十和田八幡平国立公園に指定されています。さらに、十和田湖と奥入瀬溪流は国の特別名勝及び天然記念物にも指定され、全国的に有名な観光資源となっています。

図表 I - 2 - 1 広域的な位置



○市の骨格を形成する幹線道路として、首都圏と青森市を結ぶ国道4号や本市と八戸市方面を結ぶ国道45号、十和田湖へ連絡する国道102号などの国道が東西南北に走っています。

図表 I - 2 - 2 幹線道路網の状況



(2) まちの歩み

○本市の発展は、幕末期の安政2（1855）年、南部盛岡藩の勘定奉行・新渡戸傳らによる三本木原開拓事業に端を発しています。この事業は、人工河川である稲生川上水の完成と新たな都市づくりを目的としたもので、京都を模した碁盤目状の区画が施された市街地は、近代都市計画のルーツと称されています。

○明治期に入ると、明治18（1885）年に陸軍の軍馬局出張所（のちの軍馬補充部三本木支部）が開設されたことにより、馬の一大産地として全国に名を馳せるようになりました。明治41（1908）年には、文人の大町桂月が十和田湖への紀行文を雑誌に発表したことが契機となり、十和田湖・奥入瀬溪流が観光地として脚光を浴びるようになりました。その後、道路などの整備が積極的に進められ、昭和11（1936）年には国立公園に指定されています。

○昭和期に入ると、三本木原開拓事業は国営開墾事業として継承され、三本木原台地は県内屈指の穀倉地帯として発展を遂げました。また、昭和24（1949）年には、市内の農業試験場藤坂支場において、冷害に強い稲の品種、「藤坂5号」が開発されたことにより安定的な稲作が可能となり、農業地域としての発展に大きく寄与しました。

○戦後は、軍馬補充部（約 40 km²）の開放により、市街地の都市計画が進められ、新たに官庁街、中央公園、住宅街などが整備され、美しく近代的な都市景観が形成されました。特に官庁街通りは、「駒街道」の愛称で市民に親しまれ、昭和 61（1986）年に旧建設省から「日本の道百選」に選定されています。

<官庁街通り（駒街道）>



○昭和 30（1955）年 2 月に、三本木町、大深内村、藤坂村が合併し三本木市となり、同年 3 月には四和村を編入し、昭和 31（1956）年 10 月には十和田市と改称されています。その後は、平成 17（2005）年 1 月に十和田市と十和田湖町が合併し、現在の十和田市に至っています。

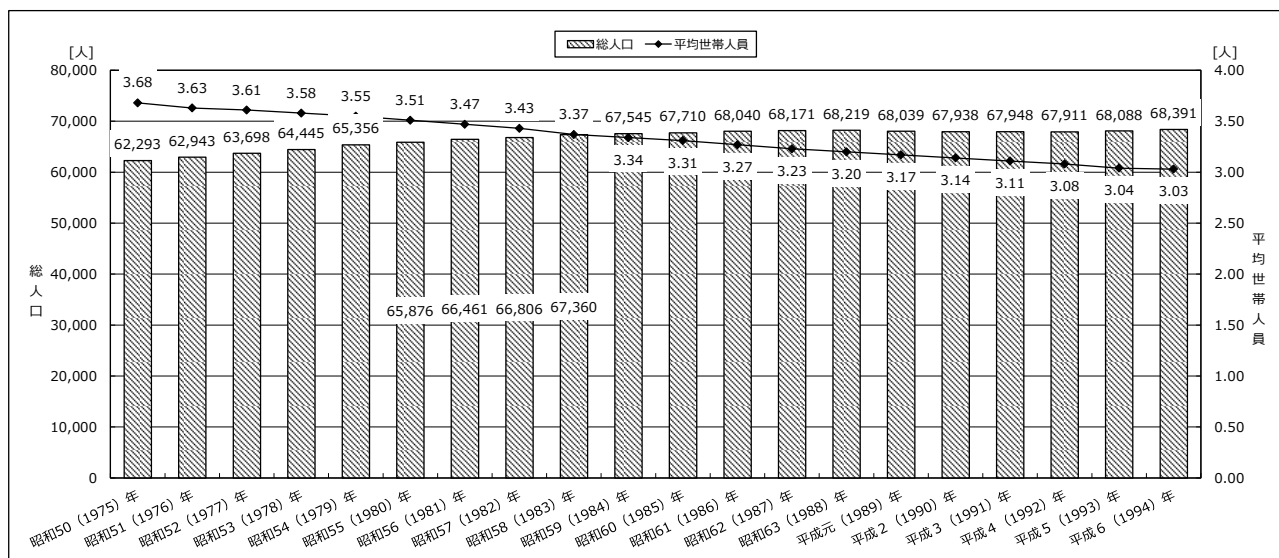
(3) 人口・世帯数

○平成 27（2015）年 3 月 31 日現在の総人口は 63,581 人となっています。昭和 51（1976）年から平成 11（1999）年にかけては、概ねいずれの年次も対前年比で 100 人以上の増で推移していましたが、平成 11（1999）年の 69,386 人を境に、総人口は減少局面に移行し、特に平成 17（2005）年以降は対前年比で 300 人以上の減が続いています。

○一方、総世帯数は一貫して対前年比プラスで推移していることから、平均世帯人員は昭和 51（1976）年以降、縮小傾向が続いており、昭和 50（1975）年の 3.68 人から平成 27（2015）年の 2.35 人と 36.1%減少しています。

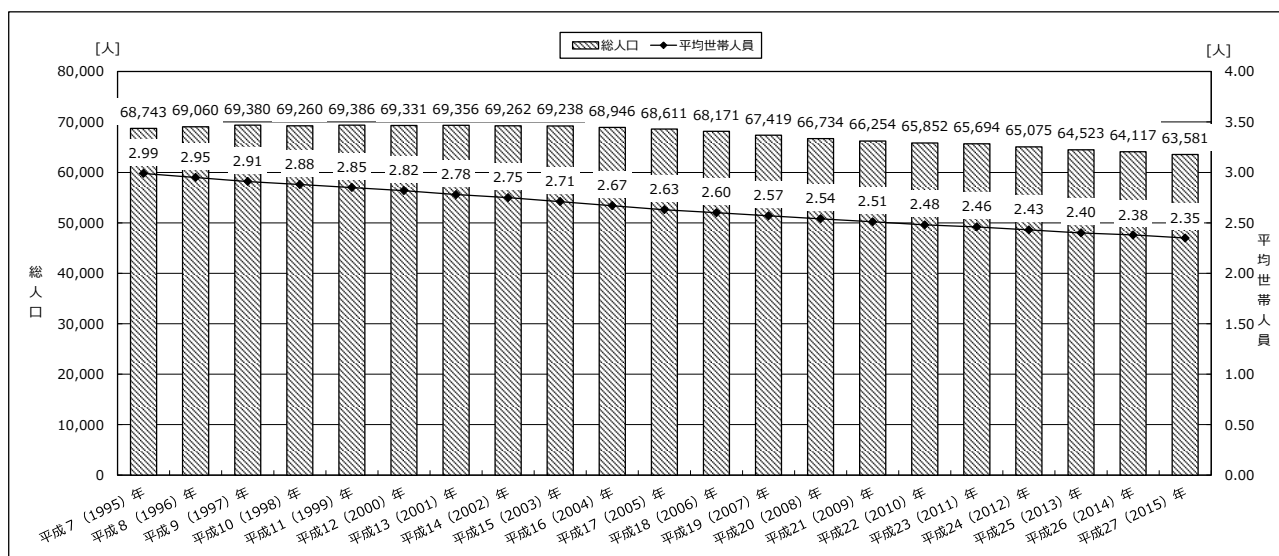
図表 I - 2 - 3 総人口・平均世帯人員の推移（1 / 2）

出典：十和田市資料「住民基本台帳に基づく十和田市の人口」（各年 3 月 31 日現在）



図表 I - 2 - 3 総人口・平均世帯人員の推移 (2 / 2)

出典：十和田市資料「住民基本台帳に基づく十和田市の人口」(各年3月31日現在)



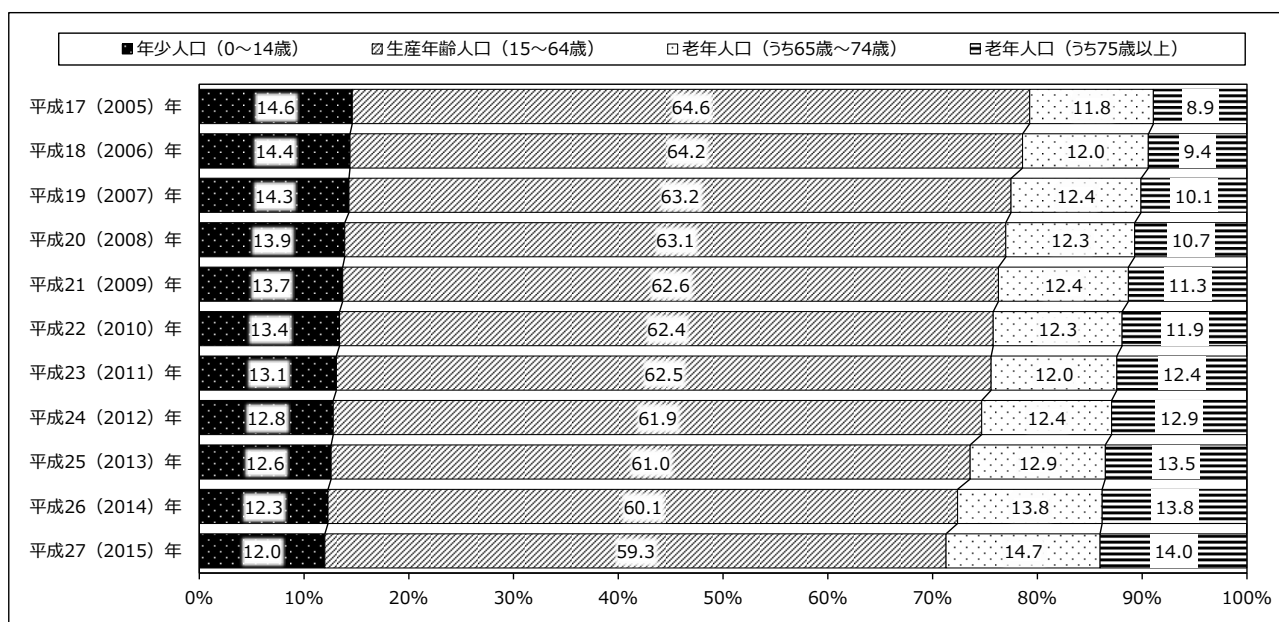
○平成 27 (2015) 年 3 月 31 日現在の年齢 3 区分別の人口構成比は、年少人口 (0~14 歳) が 12.0% (7,623 人)、生産年齢人口 (15~64 歳) が 59.3% (37,676 人)、老年人口 (65 歳以上) が 28.8% (18,282 人) となっています。

○平成 17 (2005) 年以降の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は概ね対前年比マイナスで推移しており、平成 27 (2015) 年では平成 17 (2005) 年と比べ、年少人口が 24.1% (2,419 人) 減、生産年齢人口が 15.0% (6,674 人) 減と大きく減少しています。

○一方、老年人口は一貫して対前年比プラスで推移しており、なかでも 75 歳以上の人口が平成 17 (2005) 年の 6,099 人から平成 27 (2015) 年の 8,922 人と、146.2% (2,823 人) 増と大きく増加しています。

図表 I - 2 - 4 年齢区分別人口構成比の推移

出典：十和田市資料「住民基本台帳に基づく十和田市の人口」(各年3月31日現在)



図表 I - 2 - 5 年齢区分別人口の推移

出典：十和田市資料「住民基本台帳に基づく十和田市の人口」（各年3月31日現在）

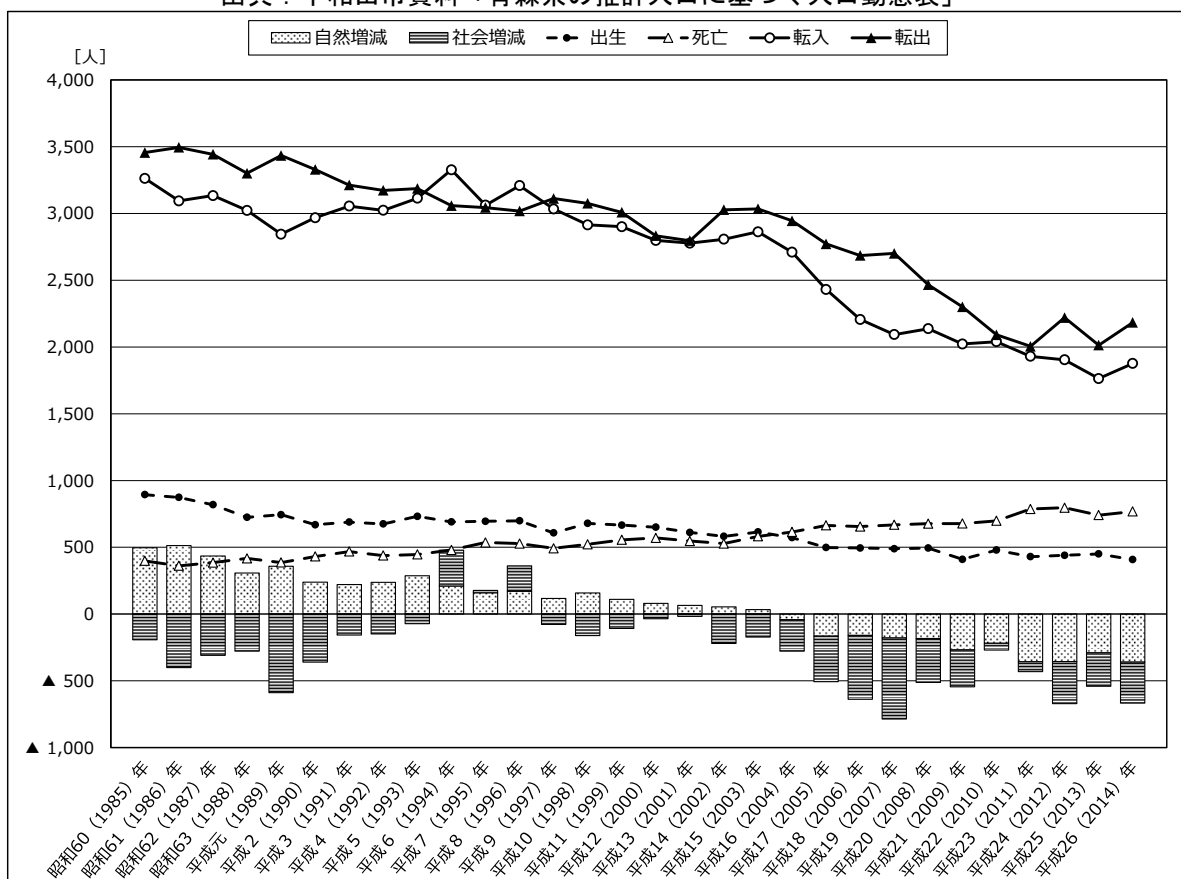
		平成17 (2005) 年	平成18 (2006) 年	平成19 (2007) 年	平成20 (2008) 年	平成21 (2009) 年	平成22 (2010) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	平成25 (2013) 年	平成26 (2014) 年	平成27 (2015) 年	平成17(2005)年～ 平成27(2015)年 増減数(人) 増減率(%)
総数(人)		68,611	68,171	66,641	66,734	66,254	65,852	65,694	65,075	64,523	64,117	63,581	▲ 5,030
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	10,042	9,810	9,530	9,291	9,066	8,799	8,586	8,360	8,136	7,904	7,623	▲ 2,419
	増減率(%)	-	▲ 2.3	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 2.6	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 3.6	▲ 24.1
	構成比(%)	14.6	14.4	14.3	13.9	13.7	13.4	13.1	12.8	12.6	12.3	12.0	
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	44,350	43,791	42,106	42,106	41,479	41,111	41,050	40,275	39,371	38,524	37,676	▲ 6,674
	増減率(%)	-	▲ 1.3	▲ 3.8	0.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 0.1	▲ 1.9	▲ 2.2	▲ 2.2	▲ 2.2	▲ 15.0
	構成比(%)	64.6	64.2	63.2	63.1	62.6	62.4	62.5	61.9	61.0	60.1	59.3	
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	14,219	14,570	15,005	15,337	15,709	15,942	16,058	16,440	17,016	17,689	18,282	4,063
	増減率(%)	-	2.5	3.0	2.2	2.4	1.5	0.7	2.4	3.5	4.0	3.4	28.6
	構成比(%)	20.7	21.4	22.5	23.0	23.7	24.2	24.4	25.3	26.4	27.6	28.8	
うち75歳以上	実数(人)	6,099	6,397	6,749	7,120	7,466	7,811	8,177	8,379	8,687	8,865	8,922	2,823
	増減率(%)	-	4.9	5.5	5.5	4.9	4.6	4.7	2.5	3.7	2.0	0.6	46.3
	構成比(%)	8.9	9.4	10.1	10.7	11.3	11.9	12.4	12.9	13.5	13.8	14.0	

○自然動態（出生・死亡）及び社会動態（転入・転出）について、過去30年間の推移をみると、自然動態は平成15（2003）年まで一貫して出生者数が死亡者数を上回る自然増で推移した後、平成16（2004）年以降は死亡者数が出生者数を上回る自然減で推移しています。

○一方、社会動態は平成6（1994）年から平成8（1996）年を除き、いずれの年次も転出者数が転入者数を上回っており、特に平成13（2001）年を境に、概ね200人を超える転出超過の傾向が続いています。この結果、総人口は平成13（2001）年までは堅調な出生者数に支えられ、概ね対前年比プラスの傾向が続いていたものの、その後はマイナスに転じ、近年も下げ止まりの傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

図表 I - 2 - 6 人口動態の推移

出典：十和田市資料「青森県の推計人口に基づく人口動態表」



(4) 産業

<農林水産業>

- 広大かつ平坦な農地や夏季でも冷涼な気候などにより、本市は昭和期以降、県内でも有数の農業・畜産業の盛んなまちとして発展を遂げてきました。現在でも全国一の生産量を誇るにんにくをはじめ、ながいも、ごぼう、ねぎ、十和田湖ひめます、十和田湖和牛などの生産が盛んであり、本市の地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っています。
- 一方、農畜産物の輸入や国内の産地間競争の激化による価格低迷など、全国的にも農林水産業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、本市においても従事者の高齢化や後継者不足が進み、生産農家の減少傾向に歯止めがかからない状況が続くなど、農林水産業は衰退傾向を余儀なくされています。
- 担い手の育成・確保をはじめとする生産体制の整備、森林や湖・河川などの環境保全や生産基盤の整備などを図ることは、地域経済の活性化や既存の集落機能を維持するうえでも、極めて重要なまちづくりの課題の一つといえます。

<県内有数の生産量を誇る本市の主要産物>



<十和田おいらせ
ミネラル野菜>



<十和田湖ひめます>



<十和田湖和牛>

<観光業>

- 本市は、日本有数の景勝地である十和田湖・奥入瀬溪流・八甲田山系、また、蔦温泉・猿倉温泉・谷地温泉といった温泉群、「日本の道百選」にも選ばれた官庁街通り、十和田市現代美術館、馬事公苑など多彩な観光資源を有し、県内でも有数の観光地となっています。
- 平成 22(2010)年に約 300 万人あった観光入込客数は、平成 23(2011)年の東日本大震災により大きく減少し、平成 26(2014)年でも約 270 万人と、震災以前の状況まで回復していないのが現状です。一方、全国的に少子高齢化の進展を背景に、地域経済の活性化に向けて観光振興に力を入れる自治体が増えており、今後さらに観光誘客を巡る都市間競争が激化すると見込まれます。
- 他地域からより多くの人や消費を市内へ引き込み、観光振興はもとより、本市全体の経済の活性化に結び付けるためには、民間事業者との緊密な連携・協力のもと、地元産品を含めた多彩な地域資源を磨き上げ、付加価値を高めるとともに、ターゲットを明確にしたより効果的な観光誘客活動を推進し、十和田ブランドの徹底強化を図る必要があります。

<十和田湖>



<奥入瀬溪流>



<商業・サービス業>

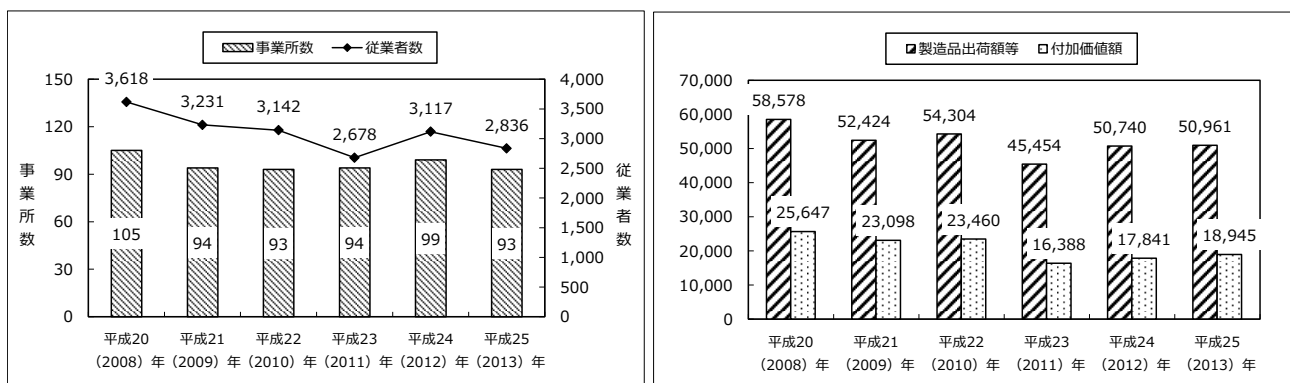
- 全国的な傾向と同様に、本市においても人々の日常生活における自動車利用が進み、日々の買い物の行動範囲が大きく広がるとともに、インターネットの普及などにより、消費者の選択肢が格段に拡大したことなどを背景に、既存の中心商店街は年々衰退傾向にあり、空洞化が顕著となっています。
- 中心商店街は、様々な商品・サービスを提供する商業の場であるとともに、近年は全国的に地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など、様々な地域課題に対応するための受け皿として、その機能の維持・向上を図る必要性が高まっています。
- 地域の熱意や創意工夫のもと、より多くの来街者を中心商店街へと引き込むことで、域内消費の拡大のみならず、地域コミュニティなどの機能向上にも結び付くよう、来街者のニーズや特徴を踏まえた地域密着型の取組に対する支援の強化を図るほか、市民の暮らしの質を高め、様々な地域課題の解決にも資するよう、多種多様なサービス産業の振興に取り組む必要があります。

<工業>

- 平成 25 (2013) 年 12 月 31 日現在、本市の工業は事業所数が 93 事業所、従業者数が 2,836 人、製造品出荷額等が 509 億 6,100 万円であり、平成 20 (2008) 年と比べて事業所数、従業者数、製造品出荷額等ともに 10%以上減少しています。また、産業中分類別にみると、食料品製造業が突出しており、市全体の事業所数の約 2 割、従業者数の約 3 割、製造品出荷額等の約 5 割を占めています。
- 本市では、産業の活性化及び雇用機会の創出を図るため、平成 24 (2012) 年度に「十和田市企業立地推進基本方針」を策定し、市内企業の活性化及び企業誘致活動を積極的に推進するとともに、関係機関との連携及び市の支援体制の強化に取り組んでいます。
- 地域経済の活力の維持・増進を図るためには、今後も引き続き、市内に立地する既存企業の市外への流出を防ぐとともに、市内に立地を希望する企業に対する支援に取り組む必要があります。

図表 I - 2 - 7 工業の推移

出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
(各年 12 月 31 日現在、平成 23 年は平成 24 年 2 月 1 日現在)



図表 I - 2 - 8 産業中分類別の工業

出典：経済産業省「平成 25 年工業統計調査」（平成 25 年 12 月 31 日現在）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等			粗付加価値額	
	実数 (事業所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)	1事業所当たり 実数 (百万円)	実数 (百万円)	構成比 (%)
食料品製造業	21	22.6	938	33.1	25,122	49.3	1,196	8,535	45.1
飲料・たばこ・飼料製造業	4	4.3	37	1.3	426	0.8	106	234	1.2
繊維工業	5	5.4	277	9.8	1,107	2.2	221	746	3.9
木材・木製品製造業（家具を除く）	5	5.4	91	3.2	1,655	3.2	331	640	3.4
家具・装備品製造業	2	2.2	11	0.4	X	X	X	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2.2	45	1.6	X	X	X	X	X
印刷・同関連業	7	7.5	78	2.8	577	1.1	82	343	1.8
石油製品・石炭製品製造業	3	3.2	15	0.5	1,846	3.6	615	493	2.6
窯業・土石製品製造業	8	8.6	93	3.3	1,367	2.7	170	618	3.3
金属製品製造業	10	10.8	152	5.4	2,712	5.3	271	1,144	6.0
はん用機械器具製造業	4	4.3	38	1.3	356	0.7	89	173	0.9
生産用機械器具製造業	6	6.5	289	10.2	7,097	13.9	1,182	2,372	12.5
電子部品・デバイス・電子回路製造業	9	9.7	520	18.3	7,095	13.9	788	2,562	13.5
電気機械器具製造業	2	2.2	124	4.4	X	X	X	X	X
情報通信機械器具製造業	1	1.1	100	3.5	X	X	X	X	X
輸送用機械器具製造業	1	1.1	14	0.5	X	X	X	X	X
その他の製造業	3	3.2	14	0.5	113	0.2	37	63	0.3
合計	93	100.0	2,836	100.0	50,961	100.0	547	18,945	100.0

(5) 行財政

- 本市は、歳入の多くを地方交付税などの依存財源に頼っています。平成 26（2014）年度の普通会計決算に基づき、歳入の内訳をみると、地方交付税が 107 億 1,800 万円（構成比 33.8%）で最も多く、次いで市税の 67 億 2,900 万円（21.2%）、国庫支出金の 44 億 3,700 万円（14.0%）の順であり、依存財源⁴が 227 億 6,700 万円で歳入総額の 71.8%を占めています。
- 歳出の内訳をみると、扶助費が 68 億 3,900 万円（構成比 22.5%）で最も多く、次いで補助費⁵の 53 億 6,900 万円（17.6%）、普通建設事業費⁶の 38 億 3,100 万円（12.6%）の順となっています。
- 法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているため、任意に削減できない経費である義務的経費のうち、扶助費は平成 23（2011）年度以降、4 年連続対前年度比プラスで推移し、平成 26 年度は平成 22（2010）年度の 60 億 7,300 万円から 12.6%（7 億 6,600 万円）増加し、歳出総額に占める割合⁷も過去 5 年間で最も高くなっています。
- 少子高齢化の進展に伴う子育て支援・少子化対策や福祉・介護分野における行政サービスの需要の増大、既存の公共施設の老朽化対策など、多様化・高度化する地域課題に対応するため、今後、歳出の増加圧力がより一層高まることが大いに懸念されます。
- 本市が将来にわたり健全な自治体経営を堅持していくためには、団塊の世代が 75 歳以上に突入し、扶助費の増大が懸念される今後 10 年から 20 年先を見据えたなかで、選択と集中のもと、さらに徹底した行財政改革に取り組み、新たな財源の捻出や予算の重点化などを積極的に推進する必要があります。

⁴ 地方交付税、国庫支出金、県支出金など国や県の意思で交付されたり、割り当てられたりする収入。

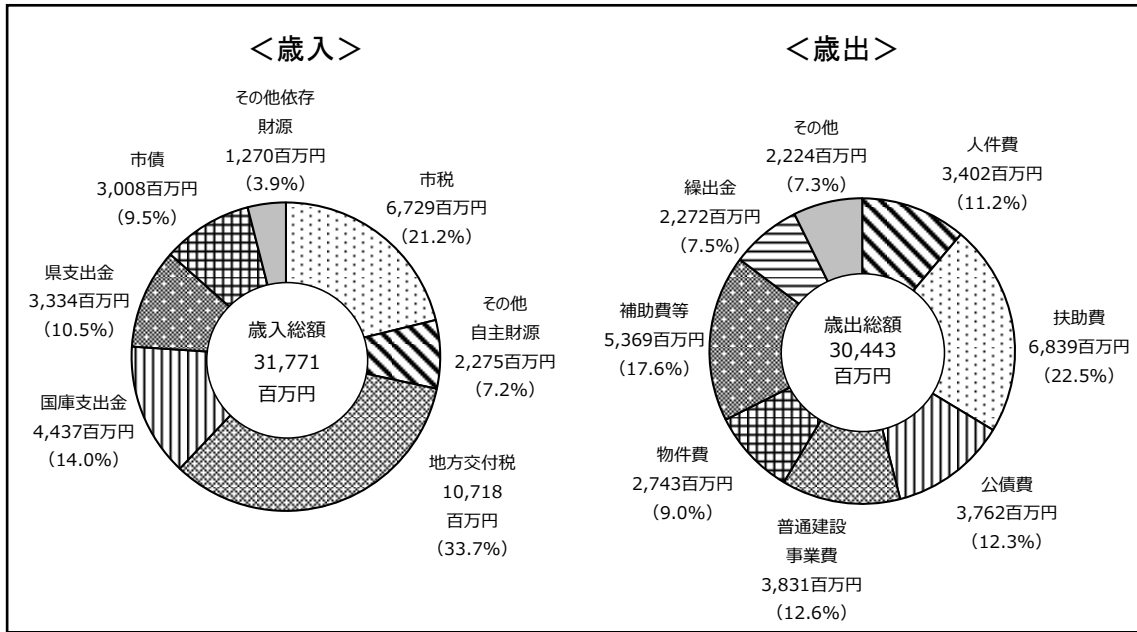
⁵ 主に市が市内の団体などに補助するために交付する経費。

⁶ 道路、橋梁、学校、庁舎など公共又は公用施設の新増設などの建設事業に要する経費。

⁷ この割合が高くなるほど、他の経費に充てる財源が少なくなるため、財政構造が硬直化し、弾力性を失うことになる。

図表 I - 2 - 9 平成 26 年度普通会計決算に基づく歳入・歳出の内訳

出典：十和田市資料



3 今後のまちづくりに向けた重点課題

国内の社会経済動向や本市の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた十和田市の確立に向けたまちづくりの重点課題を次のとおり設定します。

【重点課題1】より多くの所得を生み出せる産業競争力の強化

将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止め、地域経済の活力を取り戻し、誇りと自信を持っていつまでも住み続けたいと実感できる十和田市の創造に向け、恵まれた自然環境をはじめとする、先人たちから大切に受け継がれてきた本市ならではの多彩な地域資源を磨き上げ、その付加価値を最大化することによって、市外からより多くの所得を生み出せる産業競争力の強化に結び付ける必要があります。

【重点課題2】次世代のまちづくりを担う子どもたちへの支援の強化

より多くの人々が次世代のまちづくりを担う子どもたちを安心して産み育て、本市で子育てをする幸せを深く実感するとともに、子どもたちが将来に向かって、心身ともに健やかな成長を遂げていけるよう、結婚・出産や子育て・子育ちを地域全体でしっかりと支える仕組の強化を図る必要があります。

【重点課題3】すべての市民が健やかに生き生きと暮らせる環境の充実

すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、住民同士の支え合いや地域活動による助け合いを促進し、地域福祉を総合的、計画的に推進する必要があります。また、乳幼児から高齢者に至るまで、いつまでも健やかな毎日を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに合った健康づくりを促進するとともに、今後さらに増加すると予測される高齢者が様々な地域課題の解決を通じ、地域のまちづくりを支える担い手として、いつまでも生き生きと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の拡大を図る必要があります。

【重点課題4】安全・安心で快適な暮らしを支える諸機能の維持・向上

将来的な人口構造の変化や各地域によって異なる市民ニーズなどを十分に踏まえながら、より多くの人から住み続けたいと強く支持される、安全・安心で快適な暮らしをしっかりと支えるため、道路・上下水道などの生活基盤施設や防災・防犯など、ハード・ソフトの両面から日常生活に欠かせない諸機能の維持・向上を図る必要があります。

【重点課題5】持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

将来にわたり持続可能なまちづくりを推進していくことができるよう、より広い分野において、地域経済社会を構成する多様な主体との協働によるまちづくりを積極的に推進するとともに、PDCAサイクルに根ざした、より高い実効力を伴った強固な自治体経営基盤を構築する必要があります。

Ⅱ まちづくりの目標（基本構想編）

1 まちの将来都市像

わたしたちが暮らす十和田市は、恵まれた自然環境のもと、昭和期以降、県内でも有数の農業・畜産業の盛んなまちとして大きな発展を遂げるとともに、国立公園にも指定されている日本有数の景勝地である十和田湖・奥入瀬溪流・八甲田山系、また、蔦温泉・猿倉温泉・谷地温泉といった温泉群、さらには、近代都市計画のルーツと称され「日本の道百選」にも選ばれた官庁街通りなど、先人たちの開拓精神と市民の誇りとして大切に受け継がれてきた多彩な地域資源を有しています。

一方、近年、わたしたちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、世界にも類を見ないスピードで進展している少子高齢化を背景に、我が国全体が従来のような拡大・成長を基調とする社会から安定・成熟型の社会へと移行してきており、政治・経済から日常生活に至るまで様々な面でこれまで機能していた制度や仕組が大幅な見直しを迫られるなど、時代の大きな転換期を迎えています。

現在、本市では若い世代を中心に、市外への人口流出に歯止めがかからない状況が続くとともに、基幹産業の1つとして本市の地域経済社会の発展を支えている農業従事者の高齢化・後継者不足や、広域的な地域間競争の激化による観光入込客数の伸び悩みが深刻化するなど、行政の力だけでは解決することが困難な厳しい事態に直面しています。

このような状況のもと、本市が次世代に誇りと自信を持って継承することができる未来への希望に満ちたまちとして、地域経済の発展と地域社会の活力の維持・増進を図るためには、厳しい現実にも目を背けず、本市に住み・働き・学ぶ、市民一人ひとりの総力を結集して、まちの強みの強化と弱みの克服に取り組むことが極めて重要な政策課題となっています。

第2次十和田市総合計画では、先人たちから大切に受け継いできた多彩な地域資源や、このまちに暮らす市民の知恵と力を最大限に引き出し、様々な分野においてまちづくりを推進することで、より多くの人々から「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」まちとして強く支持されるよう、本市の将来都市像を次のとおり掲げ、次世代を担う子どもたちにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちあふれた理想の故郷を創造していきます。

<将来都市像（キャッチフレーズ）案>

案1

～わたしたちが創る～
希望と活力あふれる 十和田

案2

「感動・創造都市」
～未来への希望に満ちた理想郷～

2 まちづくりの基本理念

第2次十和田市総合計画では、将来都市像の実現に向け、すべての分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として次のとおり掲げます。

【基本理念1】市民一人ひとりが主役のまちづくり（連携・協働の推進）

社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます多様化・高度化すると見込まれる地域が抱える様々な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、より広い分野において、行政と市民・民間事業者・地域活動団体などとの連携・協働に根ざした取組をさらに強化することで、市民一人ひとりが主役のまちづくりを推進します。

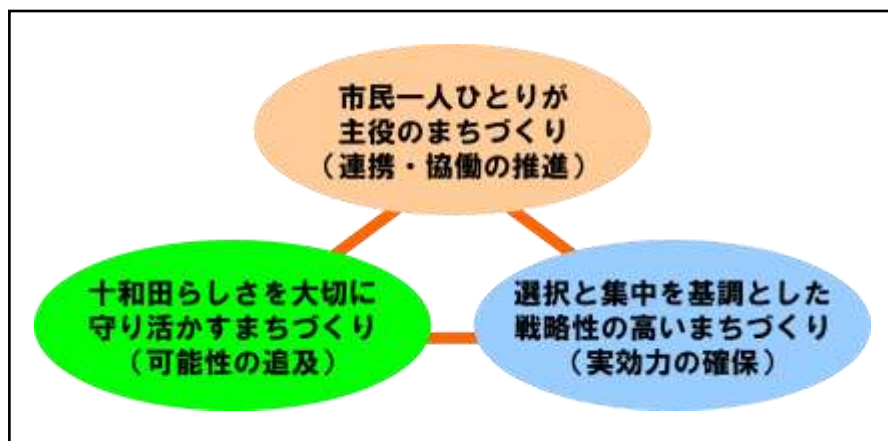
【基本理念2】十和田らしさを大切に守り活かすまちづくり（可能性の追及）

全国的に人口減少・少子高齢社会が進展するなか、市民一人ひとりが故郷に強い誇りと深い愛着を持つとともに、恵まれた自然環境や多彩な地域資源を活かした新たな雇用の創出を図り、地域への新しいひとの流れをつくる、個性豊かで活力あふれるまちづくりを推進します。

【基本理念3】選択と集中を基調とした戦略性の高いまちづくり（実効力の確保）

予算・職員・施設などの限りある行政の経営資源のもと、市民一人ひとりが住み慣れた地域のなかで、いつまでも安全・安心で快適に暮らすことができ、地域経済社会の持続的な発展をしっかり支えるため、市全体から見た重要度や緊急度、波及効果などを十分に勘案しながら、選択と集中を基調とした、より高い戦略性と実効性を併せ持ったまちづくりを推進します。

図表Ⅱ-2-1 まちづくりの基本理念



3 まちづくりの基本目標（政策）

将来都市像の実現に向け、本市のまちづくりの骨格をなす主たる分野ごとに、今後どのようなまちを目指すのかを「まちづくりの基本目標（政策）」として、次のとおり掲げます。

【目標1】市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち（産業振興）

若者の流出を防止し、市内外からより多くの人々や消費を引き込み、自立性の向上を支える活発な経済活動が展開されるよう、豊かな自然の恵みと現代アートの魅力が融合した本市ならではの多彩な地域資源のブランド力を最大限に引き出すとともに、地域経済を支えている多様な主体との連携の中から新たな産業の創出を図ることにより、雇用の創出と足腰の強い産業経済基盤づくりを推進します。

【目標2】地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち（子育て・教育）

次世代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち、恵まれた環境のなかで元気にいつまでも住み続け、安心して子どもを産み、子育てを通して親子がともに喜びを実感することができるよう、地域社会全体で子育て・子育てを暖かく見守り、支える環境の充実を図ります。

さらに、これまでの少子化の流れに歯止めをかけるため、結婚や出産を希望する方への応援にも取り組み、結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制を構築します。

【目標3】すべての市民が健やかに暮らせるまち（健康・福祉）

すべての市民が住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域社会の実現を目指して、市民・地域と保健・医療・福祉などの各行政機関の連携のもと、地域で支え合う仕組みづくりに取り組むとともに、いつまでも心身ともに健康で生き生きと自立した毎日を送ることができるよう、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりのライフステージに応じた総合的な健康づくりを推進します。

また、高齢者の地域生活を支える体制や、高齢者の豊富な経験・知識などを活かした活躍の場づくり、さらには障害者の自立と社会参加の支援を推進します。

【目標4】だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち（生涯学習・文化・スポーツ）

だれもが気軽に、楽しく学び、心豊かに充実した毎日を送ることができるよう、学習機会の確保や情報の提供などを通じた自主的・自発的な学習活動の支援を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、体力の向上にも結び付くよう、「市民ひとり1スポーツ」の普及定着を図ります。

また、本市に対する強い誇りと深い愛情の醸成や地域社会の活力の向上に結び付くよう、文化芸術活動への支援や先人たちから大切に受け継いできた貴重な文化財の保護・活用を推進します。

【目標5】災害に強く、犯罪のない、より安全・安心なまち（安全・安心）

いつどこで遭遇するか分からない自然災害や犯罪の危険から市民の尊い生命と貴重な財産を守り、より安全で安心な市民生活を確保できるよう、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う地域主体の防災・防犯体制づくりの普及定着を図るとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが地域コミュニティの大切さについて理解を深め、活動に参加できるよう、コミュニティ活動の重要性に対する意識啓発を図るとともに、地域コミュニティの維持・再生に向けた地域主体の取組を支援します。

【目標6】ゆとりと潤いのあふれる暮らしを実感できるまち（環境）

日常生活や経済活動における環境への負荷を軽減するとともに、ゆとりと潤いを実感できるまちの実現に向け、地域経済社会を構成する多様な主体が、それぞれの責任と役割に応じながら、良好な自然環境の保全・再生やエネルギー消費量の削減、ごみの適正処理などに取り組むことにより、市全体として環境にやさしいライフスタイルの普及定着を図ります。

【目標7】快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち（都市基盤）

市内外からより多くの人々が集い、暮らし、活動する場の創出や、居住・商業・行政・教育・医療などの多様な都市機能の充実を図り、コンパクトで利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の形成を図ります。

また、将来的な人口減少・人口構造の変化や市全体から見た重要度・緊急度などを十分に踏まえながら、快適な暮らしや活発な経済活動に必要な道路・上下水道などの生活基盤施設及び既存集落の生活環境の整備を計画的に推進します。

【目標8】地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち（自治体経営）

「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の基本的考え方のもとに、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの責任と役割をしっかりと自覚し、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、相互の密接な連携と協力に根ざした協働のまちづくりを推進します。

また、市全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、「選択と集中」を徹底し、限りある行政経営資源を最適に活用するとともに、行財政改革を推進し、強固な経営基盤の確立を図ります。

土地は、わたしたちの安全・安心で快適な暮らしを支えるとともに、水と緑に包まれた豊かな自然環境とアートが融合した十和田市らしさを大切に守り育み、まちに活力を生み出す貴重な財産です。

今後、全国的に進展する少子高齢化を背景に、定住・交流人口の確保や企業誘致などの面において、地域間競争が見込まれる中、本市がより一層自立性を高めていくためには、産業競争力の強化や地域経済社会を支える中心的な世代である生産年齢人口（15～64歳）の定住化などを通じ、地域経済の発展と地域社会の活力の維持・増進を図ることが極めて重要な課題となっています。

このような認識のもと、第2次十和田市総合計画では、今後のまちづくりにおける土地利用の方針を次のとおり掲げ、活力と賑わいを創出する多様な都市機能と、先人たちから大切に受け継がれてきた恵まれた自然環境や歴史・文化資源がバランスよく調和した秩序ある土地利用を計画的に推進します。

＜既存市街地の全景＞



【基本方針1】活力とにぎわいを創出する既存市街地の機能向上

都市拠点として、観光客を含めたより多くの人々が訪れ、回遊し、長時間滞在することで、本市全体の地域経済の発展と地域社会の活力の維持・増進にも結び付くよう、既存市街地における土地の高度利用や有効活用を促進し、都市機能の集積を図ります。

【基本方針2】恵まれた自然環境や優れた歴史・文化資源の保護・活用

次世代を担う子どもたちに、地域固有の風土や歴史文化を着実に継承するとともに、より多くの方が気軽に本市ならではの多彩な地域資源に親しみ、ふれあうことができるよう、水と緑に包まれた豊かな自然環境や優れた歴史・文化資源を大切に守り活かします。

【基本方針3】より安全・安心で快適な暮らしの確保

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの安全・安心で快適な暮らしを支えることができるよう、将来的な人口構造の変化を的確に見極めながら、各地域の実態を踏まえた道路・上下水道などの生活基盤施設の適切な維持管理と計画的な整備を推進します。